

区民部後援名義使用に係る承認要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種団体から税知識及び健康保険・年金制度の普及啓発に寄与する事業の実施に際し、足立区後援名義使用申請がなされた場合の承認基準を定め、申請手続に係る事務の統一を図ることを目的とする。

(承認基準)

第2条 名義使用は、次の各号のいずれにも該当するものについて承認する。

- (1) 各種団体が主催する事業の主旨が、区の運営方針に反しないものであること。
- (2) 事業目的が税知識及び健康保険・年金制度の普及啓発に寄与するもので、公益性が確保されたものであること。
- (3) 事業目的が営利、政治的又は宗教的活動でないこと。
- (4) 当該事業が、法令等の規程に反しない又はそのおそれがないものであること。
- (5) 開催、開設の会場等が公衆衛生及び災害防止に十分な措置がなされているものであること。
- (6) 事業計画、運営、指導等において、主として自主活動によって行うものであること。
- (7) 当該事業の運営に要する経費を超えて、多額な費用を参加者に求めないものであること。

(各種団体)

第3条 この要綱に定める「各種団体」とは、おおむね次の要件を満たしているものをいう。

- (1) 代表者が明確で、事業関係者がその責任を果たし得るものであること。
- (2) 会則又はこれに類するものを有すること。
- (3) 自己財源及び経理機構を有すること。
- (4) 政治的又は宗教的活動を目的としないこと。
- (5) 当該団体の活動の目的及び内容が、区政運営方針に反しないこと。

(申請手続)

第4条 後援名義使用申請をしようとする団体は、後援申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、区長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) その他、区長が指示するもの

(承認の決定)

第5条 区長は、前条の申請がされたときは、事業の内容、効果等を審査し、適切と認めるときは、承認通知書(様式第3号)により、不適切と認めるときは不承認通知書(様式第4号)により、申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知する。

- 2 区長は、前項の規定による審査において、必要に応じて、当該申請を行った団体等について、活動内容のヒアリング、情報収集を行うことができる。
- 3 区長は、第1項の後援名義使用等の承認にあたっては、必要な条件を附して承認することができる。

(承認の取消し)

第6条 前条の規定により後援名義使用の承認の決定を受けた者は、当該決定後に第4条の書類等に記載した事項に変更が生じた場合は、書面により届け出なければならない。

2 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による後援承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する申込みに虚偽又は不正があったとき。
- (2) 第2条に規定する承認の基準を満たさないことが判明したとき。
- (3) 第5条3項の条件に違反したとき。
- (4) 前項の届出がなされなかったとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、区長が公益上の理由により使用を不相当と認めたとき。

3 区長は、前項の規定によりその承認を取り消したときは、承認取消書(様式第5号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 承認の決定を受けた者は、事業終了後、速やかに事業報告・収支決算書(様式第6号)を区長に提出しなければならない。ただし、区長が認めるときはこの限りでない。

付 則(6足区課発2836号 令和7年3月11日区民部長決定)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則(7足区課発327号 令和7年5月1日区民部長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日(以下「決定日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の区民部後援名義使用に係る承認要綱の規定は、決定日以後に申請のあった後援名義使用の承認について適用し、決定日前に申請のあった後援名義使用の承認については、なお従前の例による。

事業計画書

事業名			
開催日時			
開催場所			
事業内容			
収支予算	(収入金額) 合計 円		
	項目	金額	内容
	(支出金額) 合計 円		
	項目	金額	内容

承認通知書

年 月 日付、申請の件について、足立区後援名義の使用を承認する。なお、承認条件は下記のとおりとする。

記

1 事業名

2 開催日時

3 開催場所

4 承認条件

- (1) 後援申請書及び事業計画書に基づき実施すること。
- (2) 申請内容に変更が生じた場合は、書面をもって承認を受けること。
- (3) 本件後援承認は、足立区後援名義使用についてのみであり、区は一切の費用を負担しないものとする。
- (4) 本件後援事業実施に伴う事故、問題に関しては、区は一切の責任を負わない。
- (5) 承認条件に反すると認められた場合又は区の指示に従わないときは、区は本承認を取り消すことができる。また、この取り消しによって発生した損害については、区は一切の責任を負わない。

注 本件後援事業において、来場者に住所や氏名などの個人情報に係わる記帳等の要請をする場合は、主催者として、その使用目的を明らかにし、その目的以外には使用しないことの理解を得てください。

年 月 日

(団体名)

(代表者名)

様

足立区長

(発行部署

課

係)

不承認通知書

年 月 日付、申請の件について、足立区後援名義の使用を不承認とする。なお、不承認理由は下記のとおりである。

記

1 事業名

2 不承認理由

年 月 日

(団体名)

(代表者名)

様

足立区長

(発行部署 課 係)

承認取消書

年 月 日付承認を決定した、足立区後援名義の使用について、

その決定を取り消す。

年 月 日

(団体名)

(代表者名)

様

足立区長

(発行部署

課

係)

事業内容	
------	--

収支決算	(収入金額) 合計 円		
	項目	金額	内 容
	(支出金額) 合計 円		
	項目	金額	内 容